



清掃一組だより

第62号【令和6年3月】

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

編集：総務部総務課

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

TEL 03(6238)0613~5 FAX 03(6238)0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

ごみ発電の効果について

清掃一組の清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した発電を行っています。発電したその電気は、清掃工場を稼働するために施設内で使用し、余剰電力は電気事業者へ売却するなど、効果的な活用を図り、売電収入の確保に取り組んでいます。

1 発電量とごみ処理量について（図1）

発電量はエネルギー源となるごみ処理量のほか、清掃工場の発電設備の効率等による影響を受けます。平成29年度から令和元年度にかけ、ごみ処理量は大きく変わっていませんが、発電効率の良い最新設備を導入した工場のしゅん工等により発電量は増加しました。

その後令和2年度以降はコロナ禍の影響を受け、ごみ処理量の減少に伴い発電量も減少しました。

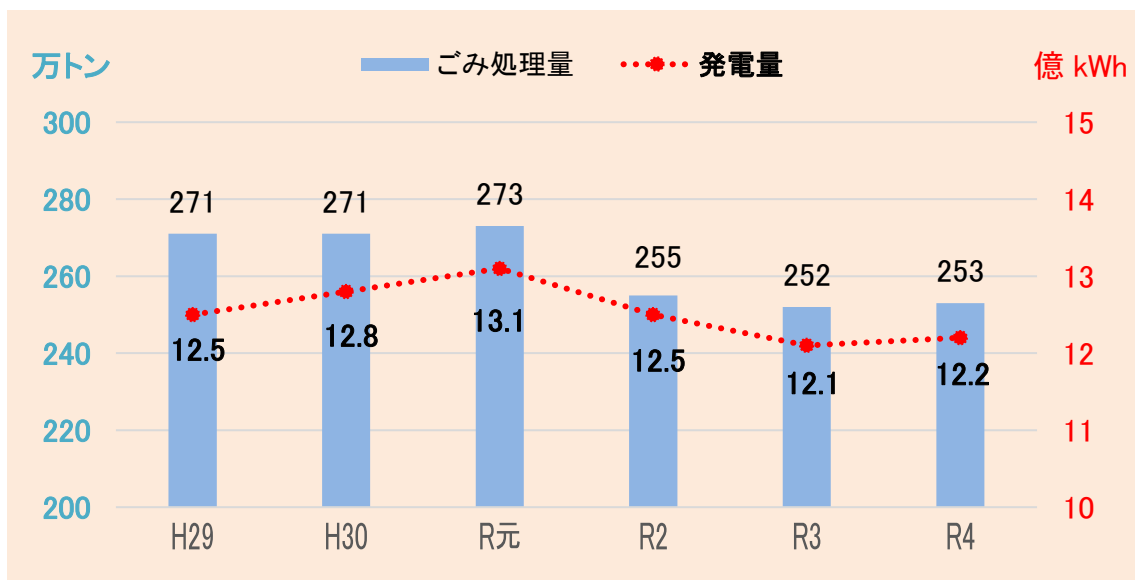


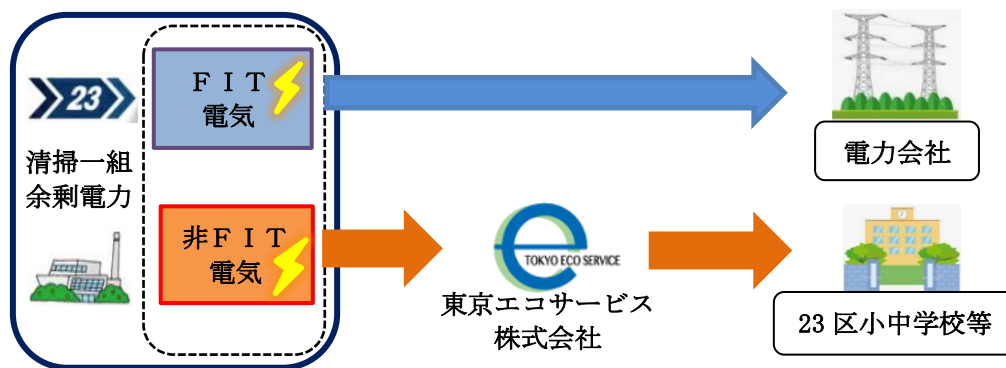
図1 発電量とごみ処理量（発電量は決算値の3月～翌2月、ごみ処理量は4月～翌3月集計データ）

2 余剰電力の売却について（図2）

余剰電力のうち、生ごみなどバイオマス由来のエネルギーで発電した電気は、国の固定価格買取制度を利用したFIT電気として、固定価格で電力会社へ売却しています。

それ以外の電気（非FIT電気）は、23区内の小中学校等へ供給するため、東京エコサービス株式会社へ売却しています。

図2 余剰電力の売却

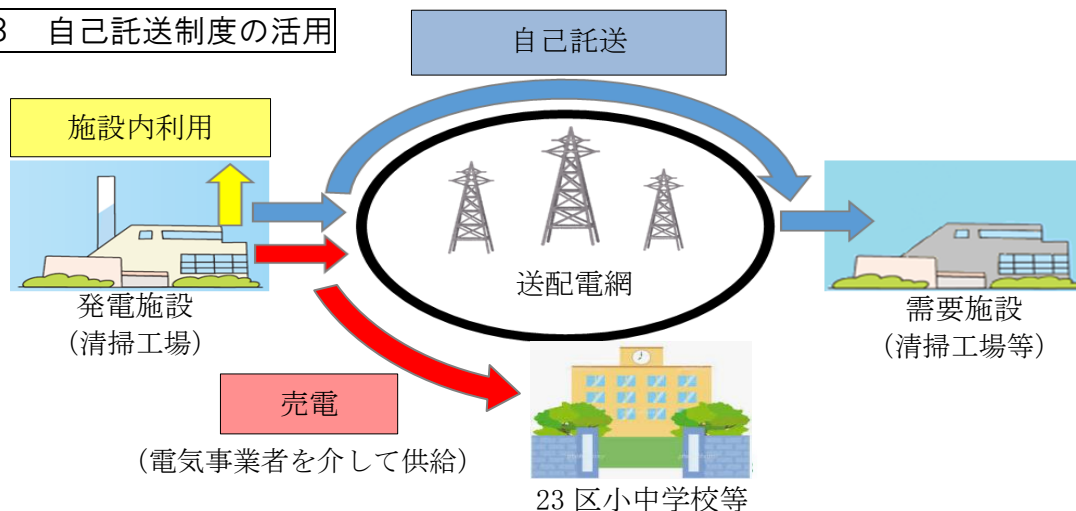


3 余剰電力の効果的な活用

(1) 自己託送 (図3)

清掃工場で発電した電気を、清掃一組内の別の施設で使用することで地産地消を行っています。これにより、買電支出及び二酸化炭素排出量を削減しています。

図3 自己託送制度の活用

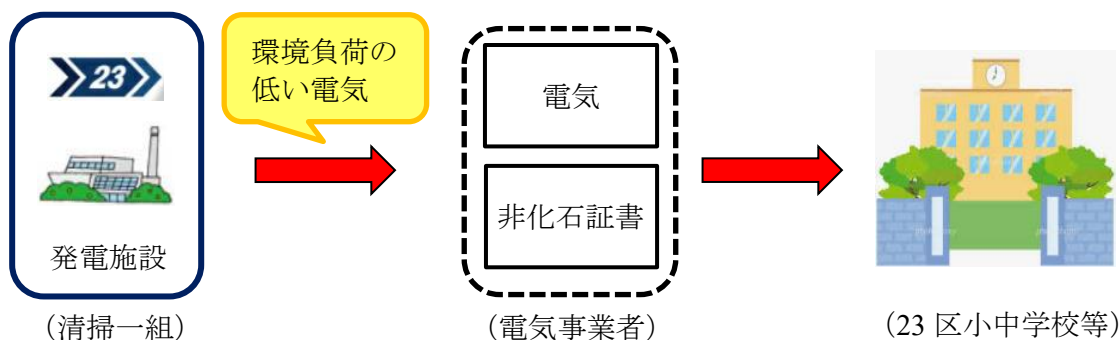


(2) 非化石証書 (図4)

清掃一組が発電した電気は、電気本来の価値に加え、二酸化炭素排出係数の低い非化石価値を有しています。国は令和2年度から電気とは別に非化石価値を証書化し、売買できる仕組みを構築しています。

清掃一組は、この仕組みを活用して、電気とともに非化石価値を組み合わせた環境負荷の低い電気を供給しています。

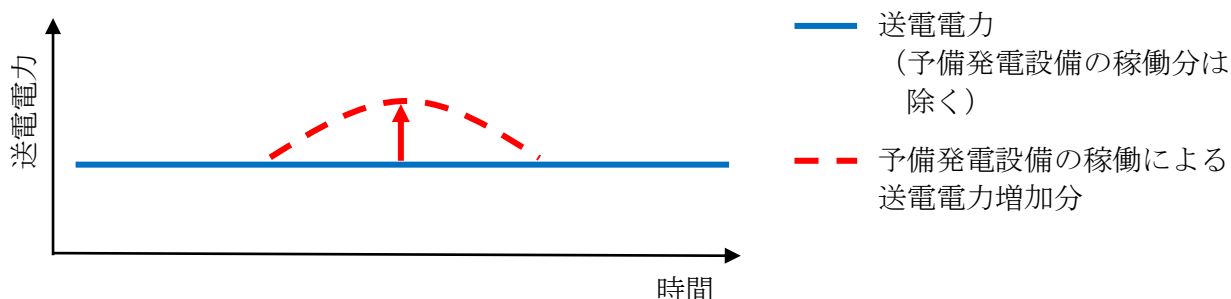
図4 電気・非化石証書取引



(3) 電力需給の調整弁として社会に貢献 (図5)

電気は貯めることができないため、需要と供給のバランスを保つことが重要です。電気の需要が増え供給不足になると、発電所は送電電力の増加を要請されることがあります。清掃一組は東京電力からの要請に基づき、予備発電設備を稼働させて送電電力の増加を図り、電力の安定供給に協力しています。

図5 電力需給対策



4 売電状況 (図6)

電気の価格は社会経済情勢の影響を大きく受けるため、売電収入は毎年変化します。令和4年度は燃料価格の高騰の影響を受けて、売電単価の大幅な増加及び効果的な活用により売電収入は増加しました。

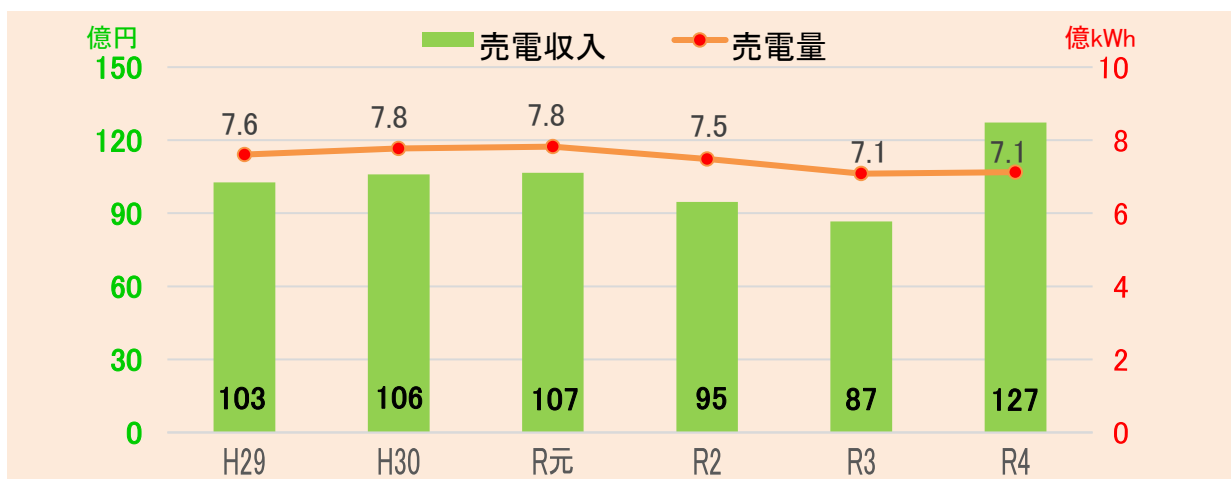


図6 売電収入と売電量の推移 (売電収入及び売電量は決算値の3月～翌2月の集計データ)

環境負荷軽減のため、ごみの減量や資源化の推進とともに清掃工場でも処理するごみの持つエネルギーを有効利用することが重要です。引き続き電気事業制度及び電力市場等の動向を把握し、ごみ発電効果を最大限活用できるよう取り組んでいきます。

◎施設管理部技術課 電話03(6238)0775

東京二十三区清掃一部事務組合議会
【資源化施設を視察しました】

令和6年1月26日(金曜日)、清掃一組議会議員が愛知県にある「資源化施設」を視察しました。

資源化施設の概要や製品の使用事例について説明を受けた後に、施設を見学しました。



焼却灰の資源化【徐冷スラグ】

東京二十三区清掃一部事務組合議会【報告】

◆令和5年第2回臨時会（令和5年12月18日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 42	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和5年特別区人事委員会勧告を踏まえ、一般職員に係る給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数を改正する。	可決
議案 43	東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員について、一般職員の改正内容を踏まえ、給料月額及び期末手当の支給月数を改正する。また、地方自治法の改正等を踏まえ、令和6年度から支給する給与に勤勉手当を加える改正を行う。	可決

◆令和5年第4回定例会（令和5年12月26日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 44	令和5年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第2号）	北清掃工場建替工事他2件に係る債務負担行為の追加。	可決
議案 45	墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 4億5,870万円 相手方 日立造船株式会社	可決

○報告

番号	件名	概要
報告 7	専決処分した事件の報告について	江戸川清掃工場建替工事において、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行い、契約金額の変更を行ったため。

◆令和6年第1回定例会（令和6年2月28日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 1	令和5年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）	補正後予算額 896億5,300万円 補正予算額 41億9,928万円（増）	可決
議案 2	令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	予算額 996億9,300万円 対前年度比較 143億2,300万円（増）	可決
議案 3	令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	特別区分担金額 480億円 対前年度比較 30億円（増）	可決
議案 4	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、給料月額及び期末手当の支給割合を改定する。	可決
議案 5	和解について	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して当組合が被った損害（令和3年度分）について、賠償金3,861万440円で和解する。	可決

○報告

番号	件名	概要
報告 1	専決処分した事件の報告について	庁用車物損事故に伴う損害賠償額が決定し和解が成立したため。
報告 2	専決処分した事件の報告について	北清掃工場建替工事において、工事の進捗に合わせて段階的に土壌汚染対策工事を行う必要があり、契約金額の変更を行ったため。

◎議会事務局 電話03（5210）9729

印刷物登録

令和5年度 第122号